

「工場」面積要件についての 課題の解消に係る検討について

令和 7 年（2025年） 3 月
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

これまでの経緯

- ・本県では、「工業団地」の造成に係る面積規模要件を20ha以上としており、「工場」単独の建設事業の場合は、面積規模要件をより厳しい10ha以上としている。
- ・これについては、県内市町から、造成に伴う環境影響が変わらないため、昭和50年代以降の環境法令の強化充実や環境改善の状況も踏まえ、両者の面積規模要件の整合について検討を行う必要があるのではないかという指摘も受けている。
- ・このため、環境審議会環境企画部会において議論いただき、第1次答申では、エリア分けの議論と併せて議論することが望ましいとの結論になったため、本小委員会で引き続きの検討を行う。

対象事業の種類	対象規模要件
工業団地	・事業面積：20ha以上 (森林^{注1}は15ha以上、自然公園^{注2}は10ha以上)
工場	・敷地面積[※]：10ha以上（増設 10ha以上の増） ※) 次の土地の部分を除く - ア 既に工場等の敷地である土地 - イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと (イ) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと ・排水量 日 2,000m³以上（増設 日 2,000m³以上 増） ・燃料使用量（重油換算） 時間 3 kL以上（増設 時間 3 kL以上）

検討の
対象

要件を維持
する予定

- ・注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合
- ・注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1 ha以上含まれる場合

「工場」と「工業団地」の違い

工業団地（条例別表第12号）

- ・ 工場立地法に規定される工業団地（製造業などの2以上の工場、事業場の用に供される敷地等）の造成工事が対象

➡ 造成後は、2区画以上の更地となりそれぞれ分譲される

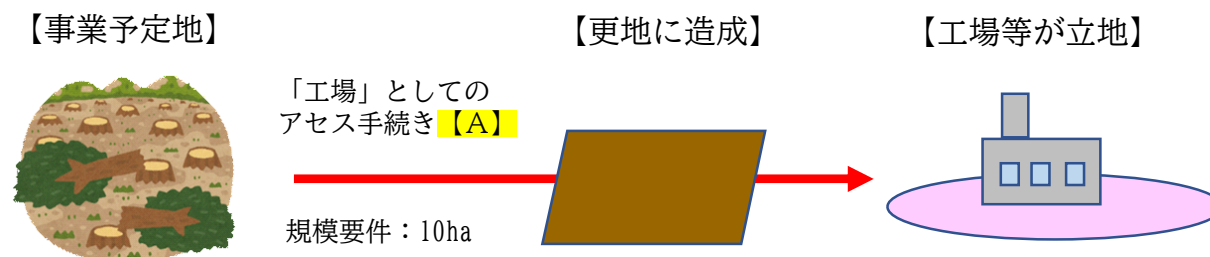


※) アセス手続き実施済の工業団地に10年以内に工場を建設する場合は不要
(工業団地のアセス時点で想定していた環境影響が増加しない場合に限る)

工場（条例別表第15号）

- ・ 大気汚染防止法のばい煙発生施設、水質汚濁防止法の特定施設、騒音規制法の特定施設を有する製造業、ガスまたは熱供給業の工場、事業場の建設が対象

➡ 造成後は、基本的に単独の工場・事業場となる



注) 物流倉庫など製造業以外の事業場を整備する場合、

特定施設を有さない製造業の工場を建設する場合

↓
「宅地（事業用地を含む）」造成事業に該当する（規模要件：20ha）

面積要件が異なることで生じている可能性がある課題

- ・ **【A】**：事業予定地の状態が同じであり、造成に伴う環境影響はほぼ同じにも関わらず造成の目的（工場なのか、工業団地なのか）によって適用される面積規模要件が異なる場合がある。
- ・ **【B】**：既にアセス手続が実施されている場合や、アセス不要として一旦造成されているにも関わらず、面積要件が異なることで再度アセス手続が必要となる場合がある。



「アセス手続の対象とならない10ha未満の工場の増加」や「10年以内に建築を行わないと再アセス手続が必要となるが、計画的な工業団地の立地の抑制」に繋がっている可能性もある。

■ 県内の工場建設件数の経年変化（R2年3月末時点）※操業中で5ha以上のもの

表の掲載は省略

■ 県内の工業団地の造成件数（R5年9月末時点）

表の掲載は省略

本日、ご意見をいただきたい内容

検討事項4 「工場」面積要件についての課題の解消について

- ・第1次答申でのとりまとめ結果を踏まえ、面積要件の見直し（案）を次頁のとおりとして差し支えないか。

【第1次答申の概要】

対象事業の面積規模要件を検討した昭和50年代と比べ、環境法令の強化充実がなされたことや企業の自主的な環境意識の高まりにより、工場由来の汚濁負荷は大きく減少している現状を勘案し、両者の面積規模要件の整合を図ることは妥当と考えられること。また、この整合を図ることはエリア分けの議論と併せて検討されることが望ましい。

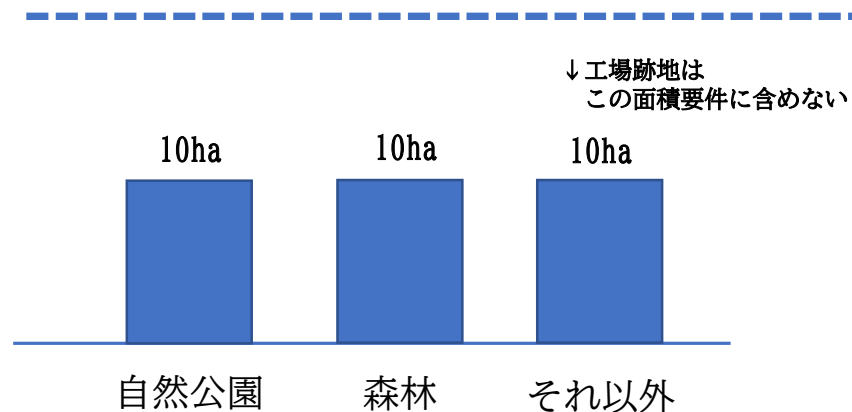
【昭和50年代以降の環境の変化】

- ・排水規制や下水道の整備により琵琶湖への流入負荷は減少し、琵琶湖や河川の水質は大きく改善された。
- ・大気環境についても同様に規制強化や車両性能向上（燃費改善等）により大きく改善された。
- ・また、企業のコンプライアンス意識の高まりや、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みの採択等により、企業の自主的な環境保全の取組も定着してきた。
- ・一方で、気候変動や生物多様性の喪失など、地球規模での問題が県内でも顕在化しており、持続可能な開発を進めることは、ますます重要なものになっている。

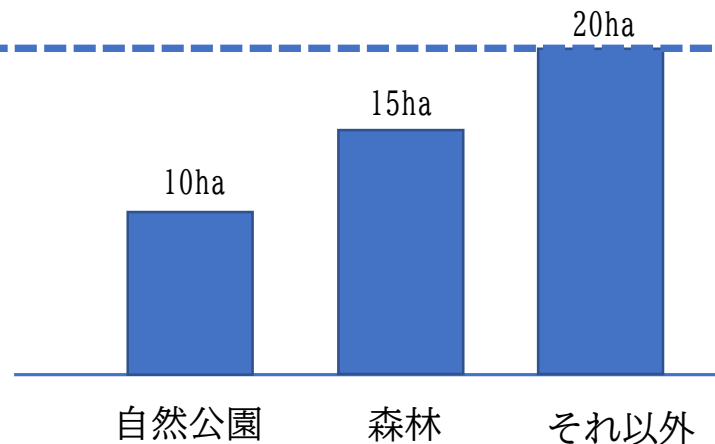
工場「面積要件」についての課題の解消（案）

【現行制度】

■「工場」の場合

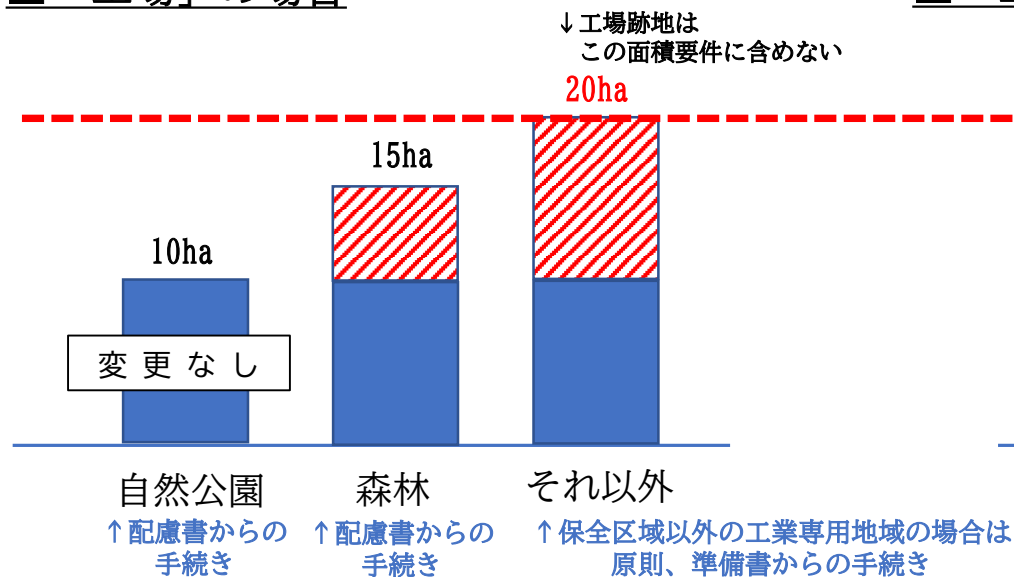


■「工業団地」の場合

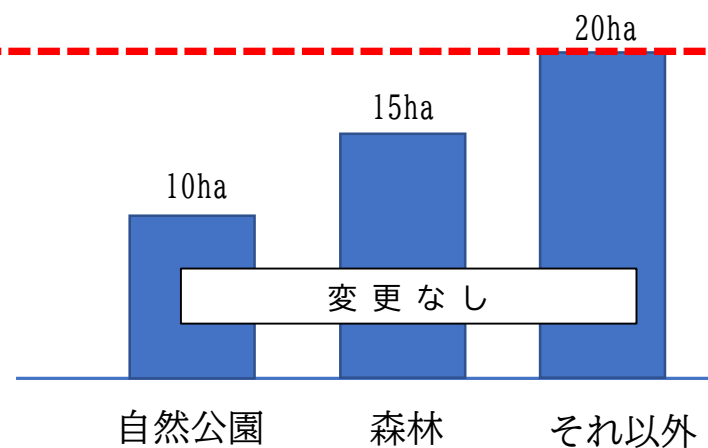


【見直し（案）】

■「工場」の場合



■「工業団地」の場合



【参考】見直し後の要件

赤字が今回の変更箇所

対象事業の種類	対象規模要件
工業団地*	事業面積：20ha以上 (森林^{注1}は15ha以上、自然公園^{注2}は10ha以上)
工場*	- 敷地面積※)：<u>20ha以上</u>（増設 <u>20ha以上の増</u>） （<u>森林^{注1}は15ha以上、自然公園^{注2}は10ha以上（増設の場合も同じ）</u>） ※) 次の土地の部分を除く - ア 既に工場等の敷地である土地 - イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと (イ) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと - 排水量 日 2,000m³以上（増設 日 2,000m³以上 増） - 燃料使用量（重油換算） 時間 3 kL以上（増設 時間 3 kL以上）

*保全エリア以外の「工業専用地域」で計画される「工場」「工業団地」造成事業については原則、準備書からの手続きとする

- ・注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合
- ・注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1 ha以上含まれる場合

参考：他の都道府県の事例

- ・「工業団地」と「工場」の両方の面積要件を設定しているのは、30都道府県
- ・うち、面積要件が異なるのは、5都県（群馬、東京、岐阜、奈良、滋賀）

◇【青色、緑色】：工場よりも工業団地の要件が厳しい → 群馬、東京

◇【黄色】：工業団地よりも工場の方が要件が厳しい → 岐阜、奈良、滋賀

← 群馬

「工業団地」第1種事業：50ha 第2種事業：20ha
「工場」第1種事業：50ha 第2種事業：規定なし
としている

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	1 1	青森、福島、栃木、千葉、 石川、大阪、 奈良 、島根、 岡山、広島、熊本
40ha～	2	福井、 岐阜
30ha～	2	山梨、長崎
20ha～	5	群馬 、埼玉、三重、 滋賀 、 香川
15ha～		
10ha～	2	神奈川、 東京（全て）

※ 条例で「第2種事業（アセス手続きを行うか個別に判断する事業）」を規定している場合はその要件と比較している

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	1 1	青森、福島、栃木、 群馬 、 千葉、石川、大阪、島根、 岡山、広島、熊本
40ha～	1	福井
30ha～	2	山梨、長崎
20ha～	4	埼玉、三重、香川、 岐阜（かつ改変8ha～）
15ha～	1	奈良
10ha～	3	神奈川、 滋賀 、 東京（敷地0.9ha～、建築0.3ha～）